

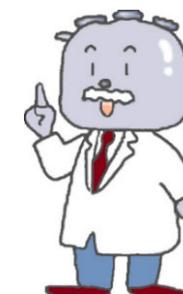


# 浄化槽行政の現状と課題

令和8年2月6日



環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課  
浄化槽推進室長 竹谷 理志



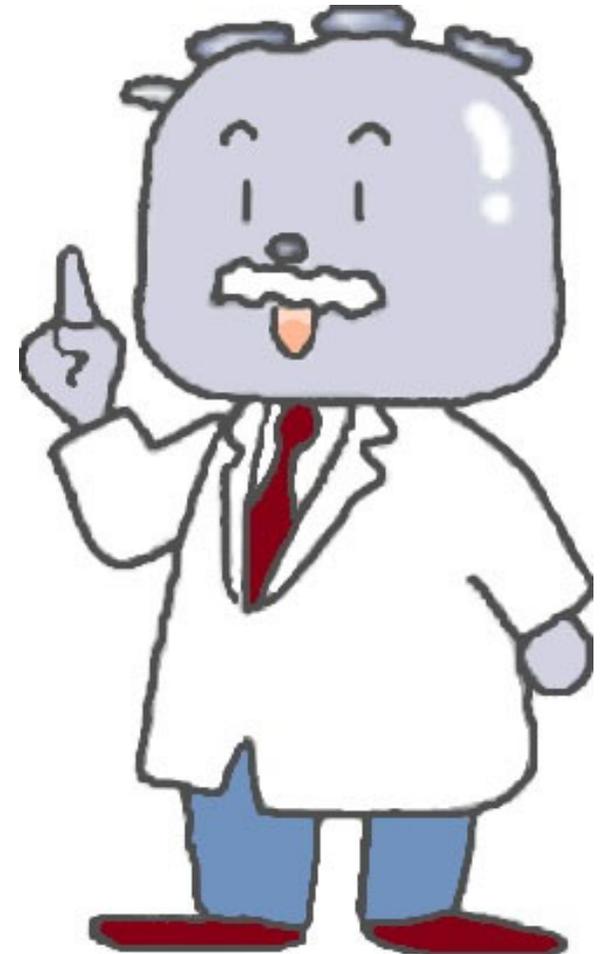
環境省浄化槽サイト : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

## 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## 2. 浄化槽行政を巡る課題

- ① 単独処理浄化槽の転換の推進
- ② 維持管理の確保
- ③ 災害対応力の強化

## 3. 浄化槽整備に係る予算制度



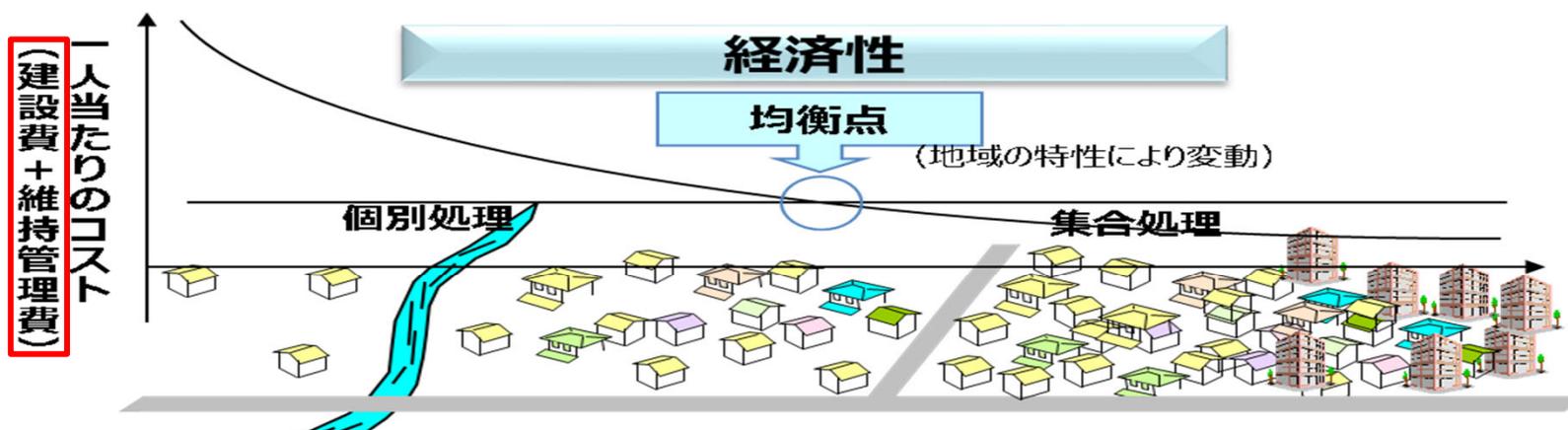
# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ① 汚水処理施設の概成に向けて

- ▶ わが国の汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）は都道府県構想※に基づき、R8年度を目標に「各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」（＝概成）を目指している。（「概成」＝汚水処理人口普及率95%）

※各都道府県が策定する汚水処理の総合計画。当該構想を踏まえ市町村が具体的な汚水処理施設整備のための計画（＝アクションプラン）を策定。

都道府県構想に基づく汚水処理施設整備の概念



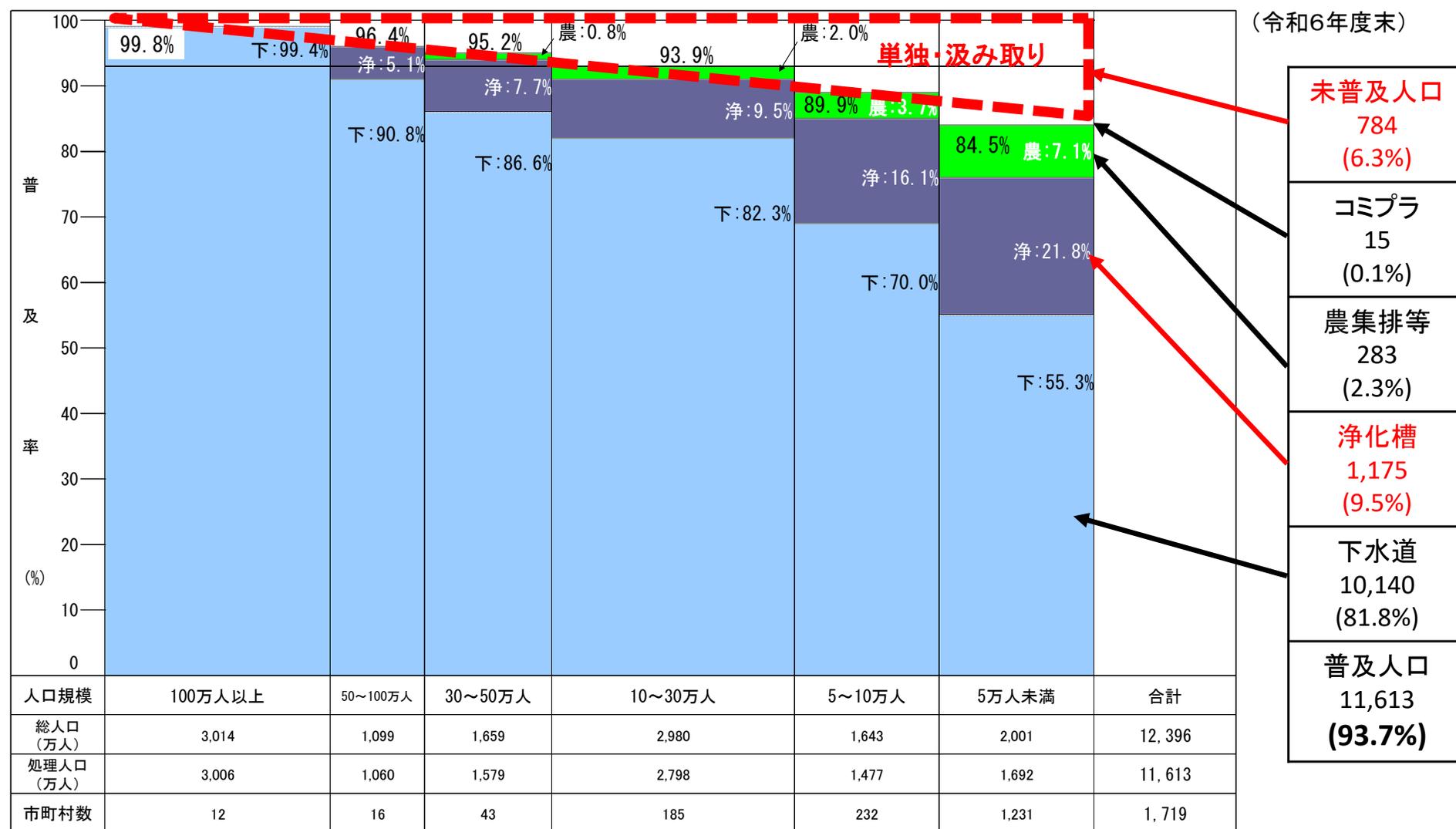
人口密度の低い区域は個別処理(浄化槽)が効率的

人口密度の高い区域は集合処理が効率的

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ②都市規模別の汚水処理施設の普及状況(～令和6年度末)

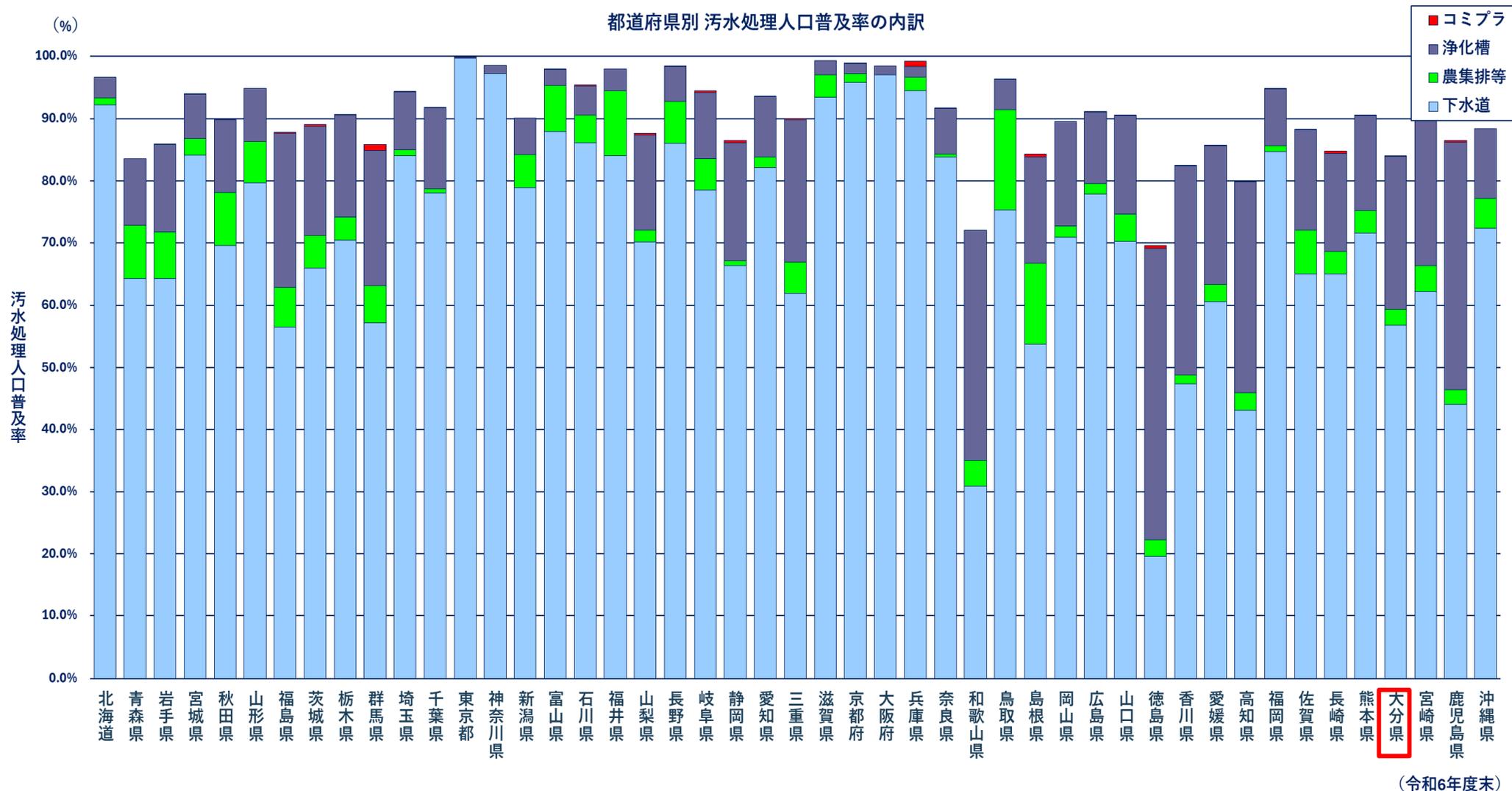
- 汚水処理人口普及率は全体で約**93.7%** (うち浄化槽は約**9.5%**) に達する一方、なお約**780万人**が適切な汚水処理インフラを利用できず。
- し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、未だに**330万基超**存在 (※新設はH12浄化槽法改正で禁止)。



# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ③ 都道府県別 汚水処理人口普及率の内訳(令和6年度末)

➤ 汚水処理人口普及率の水準や、汚水処理手法ごとの比率は地域によって大きな差異が存在。

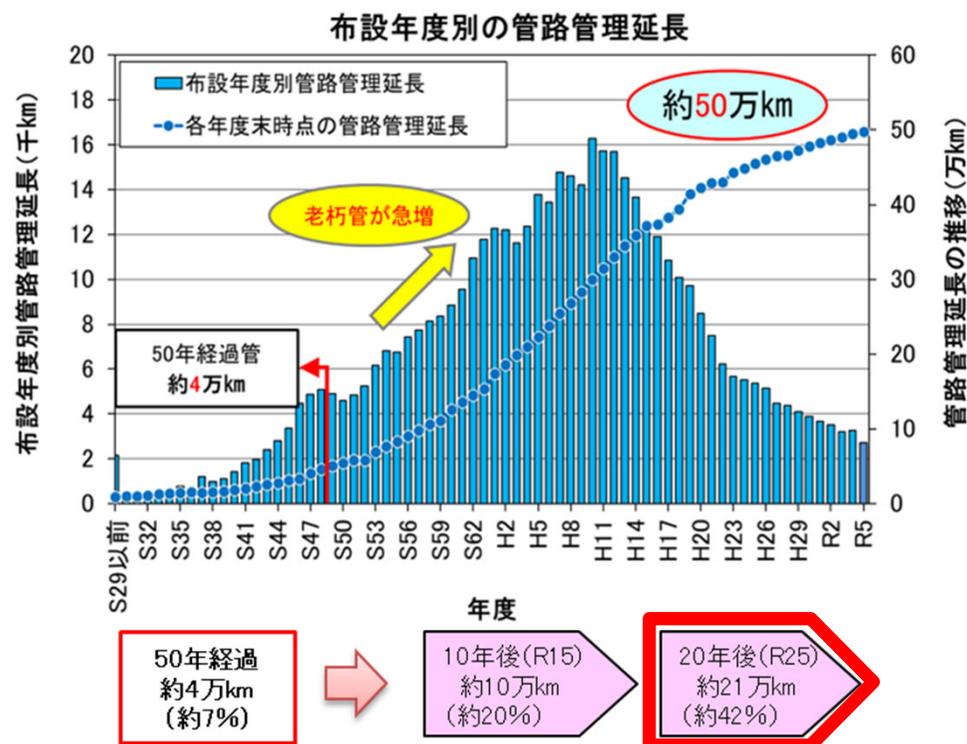


# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ④人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(集合処理から個別処理への転換)

- 埼玉県八潮市の道路陥没事故の原因となった**集合処理インフラの老朽化**や**急速な人口減少**等、社会情勢は昨今大きく変化。
- 維持管理コストの適正化、災害からの迅速な復旧といった社会的ニーズの観点から、地域の実情に応じた**最適な汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)**の**選択・整備**が重要。
- 静岡県南伊豆町では、**整備済みの漁業集落排水施設から浄化槽への転換**が完了したほか、石川県珠洲市では、**被災した下水道の既整備地区を浄化槽に転換した上で復旧する方針**を市長が表明。

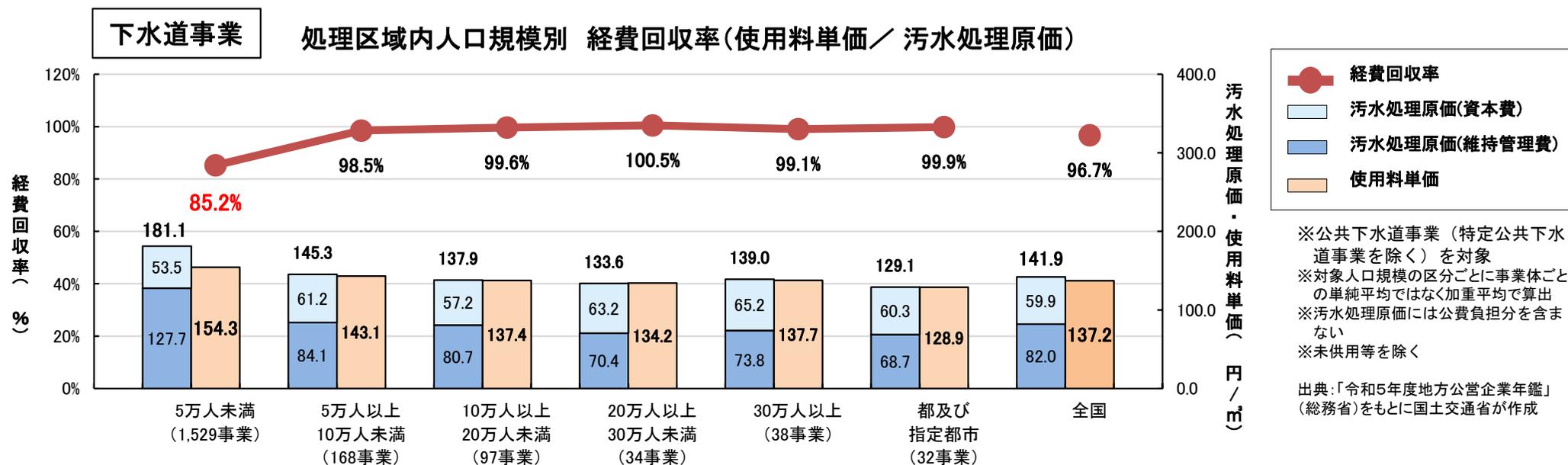
汚水処理インフラの老朽化を示す例(下水道管：R5時点)



# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ⑤人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(集合処理施設の経費回収率)

- 小規模な自治体では大規模な自治体に比べ、総じて、汚水処理原価（特に維持管理費）が高い。
- このため、料金等の単価も高い傾向にあるが、経費回収率は低く、いわゆる原価割れしている状態。



出典：国土交通省「上下水道政策の基本的なあり方検討会」第1次とりまとめ補足資料（令和7年6月25日）

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ⑥人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(下水道の維持管理・更新費の推計)

- 下水道の維持管理・更新費は、2048年度には2018年度に比べ約1.6倍に増大するという推計もある。  
※推計は平成30年度（2018年度）実施。対象施設は管路施設、処理施設、ポンプ施設。

単位:兆円

	2018年度 <sup>※1</sup>	最大値は7.1兆円(26年後(2044年度)時点) 倍率 1.4倍				30年間 合計 (2019~2048年度)
		5年後 (2023年度)	10年後 (2028年度)	20年後 (2038年度)	30年後 (2048年度)	
12分野合計	5.2	5.5 ~ 6.0	5.8 ~ 6.4	6.0 ~ 6.6	5.9 ~ 6.5	176.5 ~ 194.6
道路	1.9	2.1 ~ 2.2	2.5 ~ 2.6	2.6 ~ 2.7	2.1 ~ 2.2	71.6 ~ 76.1
河川等 <sup>※2</sup>	0.6	0.6 ~ 0.7	0.6 ~ 0.8	0.7 ~ 0.9	0.7 ~ 0.9	18.7 ~ 25.4
下水道	0.8	1.0 ~ 1.0	1.2 ~ 1.3	1.3 ~ 1.3	1.3 ~ 1.3	37.9 ~ 38.4
港湾	0.3	0.3 ~ 0.3	0.2 ~ 0.3	0.2 ~ 0.3	0.2 ~ 0.3	6.0 ~ 8.3
その他6分野 <sup>※3</sup>	1.6	1.6 ~ 1.8	1.3 ~ 1.4	1.2 ~ 1.4	1.6 ~ 1.7	42.3 ~ 46.4

※1 2018年度の値は、実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値

※2 河川等は、河川・ダム、砂防、海岸の合計

※3 6分野は、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設

凡例:[ ]の値は2018年度に対する倍率

(参考)主な推計の実施条件

- 国土交通省所管12分野(道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設)の国、都道府県、市町村、地方道路公社、(独)水資源機構、一部事務組合(海岸、下水道、港湾)、港務局(海岸、港湾)が管理者のものを対象に推計。  
このほかに、全国の鉄道事業者約200社は、維持管理・更新費として、約38.4兆円(2019~2048年度)と推計。  
高速道路6会社は、維持管理・更新費として約19.4兆円(2019~2048年度)を予定。
- 更新時に、現行基準への適合のための機能向上を実施。
- 点検・修繕・更新等を行う場合に対象となる構造物の立地条件や施工時の条件等により、施工単価が異なるため、この単価の変動幅を考慮し、推計値は幅を持った値としている。

【将来推計の考え方】

- 維持費:過去の実績より算出(2005年~2014年の実績を平均)
- 補修・修繕費・単価の設定:過去の実績より算出(2005年~2014年の実績を平均)  
・計上方法【予防】10年間の実績(平均値)を一定額で計上【事後】適切な修繕を実施しないものとして、修繕費を計上しない
- 更新費・管路:(延長当たり平均単価①)×(改築時期②を迎えた管路の延長)
  - 過去の実績及び費用関数から算定
  - 【予防】適切な予防保全を行った場合の健全率予測式より推定【事後】標準耐用年数・処理場、ポンプ場:Σ(施設ごとの更新費③)  
i=(改築時期④を迎えた施設)
  - 実績又は施設の諸元・費用関数から算定
  - 【予防】過去の実績等から推定【事後】標準耐用年数

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ⑦ 集合処理から個別処理への転換に係る自治体意向調査結果

- 令和7年7月、整備済みの集合処理（下水道、集落排水等）から個別処理（浄化槽）への転換意向に関する実態把握調査を4省（総務省、国土交通省、農林水産省、環境省）で実施。
- 整備済み集合処理施設から個別処理施設への転換について約100市町村が転換意向を示唆。
- 集合処理から個別処理に向けた制度的・財政的支援の充実が目下の課題。

整備済みの集合処理（下水道、集落排水等）から個別処理（浄化槽）への転換意向を示した市町村・区域数（都道府県別）

都道府県名	自治体数	区域数	都道府県名	自治体数	区域数
北海道	7	9	京都府	1	1
青森県	1	1	奈良県	1	5
岩手県	8	22	和歌山県	6	11
宮城県	3	4	島根県	2	2
福島県	6	24	岡山県	2	4
埼玉県	2	2	徳島県	5	9
千葉県	4	4	香川県	4	8
新潟県	2	25	愛媛県	1	2
石川県	1	3	高知県	4	5
山梨県	2	3	福岡県	5	8
長野県	6	11	長崎県	4	6
岐阜県	4	11	宮崎県	1	1
静岡県	8	24	鹿児島県	4	4
三重県	2	8	沖縄県	1	1

合計 28道府県 97自治体 218地区

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ⑧人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(既設の集落排水から公共浄化槽への転換例)

- 静岡県南伊豆町においては、漁業集落排水施設の老朽化に伴う地元行政区からの施設廃止要望を受け、令和3年度までに**漁業集落施設の廃止と合併処理浄化槽68基の設置**を実施。

### ○事例内容

- 対象者：集落排水施設に接続している建築物の所有者
- 補助対象経費：合併処理浄化槽購入費・設置に要する経費（配水管敷設費、物件補償費を含む）
- 廃止に要した時間：6年（平成28年度～令和3年度）
- 廃止に伴う代替事業：集落排水事業廃止に伴う機能補償を実施（10/10町補助）  
※維持管理費は個人負担

### ○実績

- **2年間で68基**を設置、**事業費1億4,443万円**（212万円/基）
- 財源：過疎債1億4,030万円、一般財源413万円
- 設置内訳：5人槽38基、7人槽24基、10人槽3基、14人槽2基、21人槽1基

漁業集落排水（入間地区）における浄化槽への転換箇所

箇所①



箇所②



※上記①、②は住宅敷地に設置スペースが不足していたため、占用申請の上で公道等に設置された例

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ⑨人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(既設下水道から公共浄化槽への転換)

- 石川県珠洲市において、被災した下水道整備区域内の一部地区を浄化槽に転換した上で復旧する方針を表明し、**令和7年7月に公共下水道事業計画を変更**。
- 今後、所要の手続きを経て、順次浄化槽の設置工事を進めていく予定。

### 珠洲市議会での珠洲市長の発言抜粋（令和7年6月10日）

- 下水道につきましては、国土交通省の支援をいただきながら、今後の復旧方法について検討を進めてまいりましたが、**宝立処理区及び若山処理区の大部分については、公共下水道による原形復旧と比較し、合併浄化槽による復旧の方が、復旧費用や将来的な負担を抑えることができ、復旧に要する期間も短縮できるとの結論に至った**ことから、若山地区では5月29日に、宝立地区では5月30日に説明会を開催し、概ねご理解をいただいたところであります。
- 今後、区域の変更に必要となる下水道事業計画、都市計画の決定など認可や計画変更に係る手続きを早急に進め、来月、7月末を目途に、**宝立処理区及び若山処理区の大部分を下水道整備区域から浄化槽整備区域に変更**し、その後、宝立町鶉飼・春日野地区に設置してまいりました地上型の仮設浄化槽を、埋設型の浄化槽に切り替える工事を進めてまいりたいと考えております。
- また、若山地区におきましても、順次、浄化槽の設置工事を進めてまいりたいと考えております。

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ⑩人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(下水道等から浄化槽への整備区域見直し)

### 愛媛県松山市

- 令和3年4月に下水道計画を見直し。投資効果の高い市街化区域はこれまでどおり公共下水道区域とする一方、市街化調整区域は、原則、合併処理浄化槽による汚水処理区域とした
- この結果、下水道計画区域は 8,729ha → 6,943ha に縮小

### 徳島県(徳島市、小松島市等)

- 令和4年12月に県の生活排水処理構想を見直し
- この結果、県内の下水道等の集合処理区域は 11,542ha → 7,009ha に縮小
- 一例として徳島市は下水道整備区域を半減(3,297ha→1,612ha)、小松島市は下水道区域を481ha→0haに見直し、市全域で合併処理浄化槽による汚水処理を推進

### 青森県

- 令和5年6月に汚水処理施設整備構想を改定。下水道区域について、将来的に真に必要な区域へ絞り込む等の見直しを実施
- この結果、下水道等の集合処理区域は 41,569ha → 37,993ha に縮小

### 愛媛県西条市

- 令和6年4月に公共下水道の事業計画を見直し、事業計画期間の延伸と整備予定面積の縮小を実施。
- この結果、下水道等の集合処理区域は 2,734ha → 2,165ha に縮小

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ①人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(公共下水道と公共浄化槽の費用比較)

- 令和3年度にA市において、公共下水道と公共浄化槽の費用比較を実施(計画処理人口約2万人、総費用を下水道・浄化槽それぞれの耐用年数で割った単年当たり費用で比較)。
- 当該自治体においては、公共下水道よりも公共浄化槽が安価と判断し、下水道整備計画を見直し公共浄化槽の整備を進める予定。

	公共下水道	公共浄化槽
①建設費 (1年当たり)	・処理施設：16,249万円 ・用地費：3,674万円 ・マンホールポンプ：1,656万円 ・管渠：48,899万円 ・合計：70,478万円	・個別浄化槽(5人槽)：22,569万円 ・集合住宅：1,349万円 ・集中浄化槽：1,780万円 ・合計：25,698万円
②維持管理費 (1年当たり)	・処理施設：8,293万円 ・マンホールポンプ：990万円 ・管渠：713万円 ・合計：9,996万円	・個別浄化槽(5人槽)：38,795万円 ・集合住宅：1,390万円 ・集中浄化槽：3,463万円 ・合計：43,648万円
③耐用年数	・処理施設：土建50年、機電15年 ・マンホールポンプ：25年 ・管渠：50年	・個別浄化槽：32年 ・集合住宅：32年 ・集中浄化槽：32年
④総費用 (1年当たり)	80,474万円	69,346万円 ※公共浄化槽が安価

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ⑫ 集合処理から個別処理への転換に関する政府の方針(国会答弁)

○令和7年3月19日 参議院予算委員会

(矢倉克夫議員)

全国の下水管の老朽化リスクや点検等のコスト、人口減少を考えたとき、下水道よりも合併浄化槽の方が適している地域は増えていくことが見込まれる。現在、汚水処理施設整備計画は都道府県が市町村の意見を反映し行なっているが、両者の棲み分けを進めるべく、国が一層リーダーシップを発揮し、自治体に働きかけるとともに、財政的にも後押ししていくべきではないか。

(石破茂総理大臣)

**下水道から浄化槽への転換も含め、地方公共団体において、持続可能で最適な施設の種類の選択されるよう、国としても積極的に支援していく。**

○令和7年5月29日 参議院環境委員会

(小野田紀美議員)

下水道の維持更新が難しくなってきた中で、環境省として今後、下水道の浄化槽への転換などについてどのように考えているか。

(浅尾慶一郎環境大臣)

**我が国において人口減少等の社会情勢が変化している中で、分散型汚水処理施設である浄化槽は、コスト面や早期設置が可能であるといった観点から、今まで以上にその強みを発揮する、有効な手段であると考えている。(略)**

**環境省としては下水道から浄化槽への転換を含めた最適な処理方法の選択を各自治体がしていただけるよう自治体や関係省庁と連携し、財政的な支援や技術的な助言など必要な対策に取り組んでまいりたい。**

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ⑬ 集合処理から個別処理への転換に関する政府の方針(閣議決定)

### ➤ 経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）（令和7年6月13日閣議決定）

#### 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

- 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針
  - (4) 戦略的な社会資本整備の推進

健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を進めるとともに、流域治水に加え、発電等の水利用や流域環境の保全・創出に関係者が協働して取り組む流域総合水管理を推進する。生物多様性や景観など多面的な観点で良好な水環境の創出を推進する<sup>219</sup>

**219 併せて、人口減少等の地域の状況を踏まえつつ、浄化槽を含む汚水処理施設の利活用に取り組む。**

### ➤ 地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

#### 第3章 地方創生2.0の起動

- 6. 政策パッケージ
  - (5) 広域リージョン連携
    - ③ 広域連携でのインフラ管理の推進

能登半島地震や埼玉県八潮市での道路陥没事故の被害等を踏まえ、業務共通化や情報整備・管理の標準化の推進等により、地方公共団体間の広域的な連携による効率的なインフラの維持管理・経営等<sup>56</sup>を目指す。

**56 浄化槽の適切な利活用も含む。**

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## ⑭ 集合処理から個別処理への転換に向けた政府の取組

- ◆ 持続可能な汚水処理システムを確保するため、集合処理から個別処理への転換は極めて重要な課題。
- ◆ 地域の取組を後押しする観点から、政府において財政面等での支援メニューを拡充。

※令和8年度予算案に関しては、予算の成立が前提

### 【支援の例】

- 集合処理から合併処理浄化槽への転換支援
  - 循環型社会形成推進交付金：合併処理浄化槽の設置（公共浄化槽に限る）に係る交付率を1/3→1/2にかさ上げ（令和8年度～）＜環境省＞
- 集合処理施設の撤去に係る支援
  - 社会資本整備総合交付金（下水道広域化推進総合事業）により、一定の条件の下で下水管等の撤去を補助率1/2で支援（令和7年度～）＜国土交通省＞
  - 農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策）により、一定の条件の下で農業集落排水設備の管路等の撤去を補助率1/2で支援（令和7年度～）＜農林水産省＞
  - 公営企業経営改善特例債（仮称）を通じ、集合処理から浄化槽への転換に伴う下水処理場の撤去等に要する経費を対象に、負担の平準化を支援（令和8年度～）＜総務省＞
- 転換に係る情報の整備
  - 集合処理から浄化槽への転換に当たり必要となる手続や財政措置を整理したQ&A集を、関係省庁で作成・公表予定＜総務省、国土交通省、農林水産省、環境省＞

# 1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

## 参考：上下水道政策の基本的なあり方検討会 第2次とりまとめ概要

- 汚水処理システム全体の最適化、下水道処理区域の縮小・廃止に係る手続きの明確化などを明記。

基本認識

- 事業運営** 人口減少に伴う収入の減少、職員数の減少、維持管理業務の拡大  
 → **広域連携**に伴う**事業規模拡大による業務執行体制の強化**を
- 施設配置** 更新需要の増大、人口減少に伴うシステム効率の低下  
 → **集約型・分散型のベストミックス**による**施設の最適配置**を

強靱で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐ

という、将来に対する使命を果たす!!

### (1) 複数自治体による事業運営の一体化

執行体制の強化に向けた事業運営の一体化をはじめとする広域連携を国主導で推進

- ① 国の基本方針策定や各主体の責務の明確化、都道府県による広域連携の推進  
(都道府県による協議会の設置、広域連携推進のための計画策定)
- ② 様々な広域連携の取組を可能とする制度の充実  
(都道府県による公共下水道の管理や復旧代行、大都市等による維持修繕・改築代行制度)
- ③ 事業運営の一体化に向けた取組を支える財政支援(個別補助事業)
- ④ 事業運営の一体化に取り組みやすくする仕組み(資機材規格・仕様の統一、積算基準整備)
- ⑤ 事業運営の一体化の規模等の考え方とメリットの共有  
(都道府県単位やそれ以上の広がりも視野に入れ、少なくとも10万人程度の人口規模を確保)
- ⑥ 地元企業が長期的に安定して参画できる広域型の「水の官民連携」の推進  
(地元企業が主体的に参画できる仕組みづくり)

### (2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

人口減少により既存の集約型システムが非効率となる地域は、多様なシステム・技術を組み合わせ、分散化など「施設の最適配置」を推進

- 【水道】**
- ① 給水区域内の集約型と分散型のベストミックスの実現  
(分散型を導入する場合の考え方、制度上の位置づけ、手続き等の整理)
  - ② 分散型システムのDX技術開発、効率的な維持管理手法の構築  
(分散型システムの技術開発の推進、広域連携や他のインフラ分野との連携)
  - ③ 小規模水道の今後のあり方  
(全ての国民が将来にわたり持続的に安心して水を使用できるよう、水道法適用外の水道を含む小規模水道のあり方をナショナルミニマム確保の観点から引き続き検討)
- 【下水道】**
- ① 汚水処理システム全体の最適化(集約型・分散型のベストミックス)  
(下水道整備予定区域を厳選する考え方の提示、ベストミックスの再点検)
  - ② 下水道処理区域の縮小・廃止に係る手続きの明確化  
(分散型システムに転換する手続きの明確化)

取組の方向性

### (3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成

- ① 人材確保に向けた広報手法の確立と産学官連携体制の構築(リアルな広報 モデル事業)
- ② 生産性向上による処遇・労働環境改善(DX実装、積算基準整備)
- ③ 広域的な人材確保・育成のネットワーク構築(他分野連携、専門人材プール機関の活用)

### (4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現

- ① 危機感を共有する経営課題の見える化(維持管理情報の公表)
- ② 更新を見据えた適正な料金設定の考え方の明確化  
(算定基準の明確化や収支見通しの公表)
- ③ 経営基盤強化の加速化  
(国土強靱化、事業運営の一体化、分散化、複線化等への財政支援)



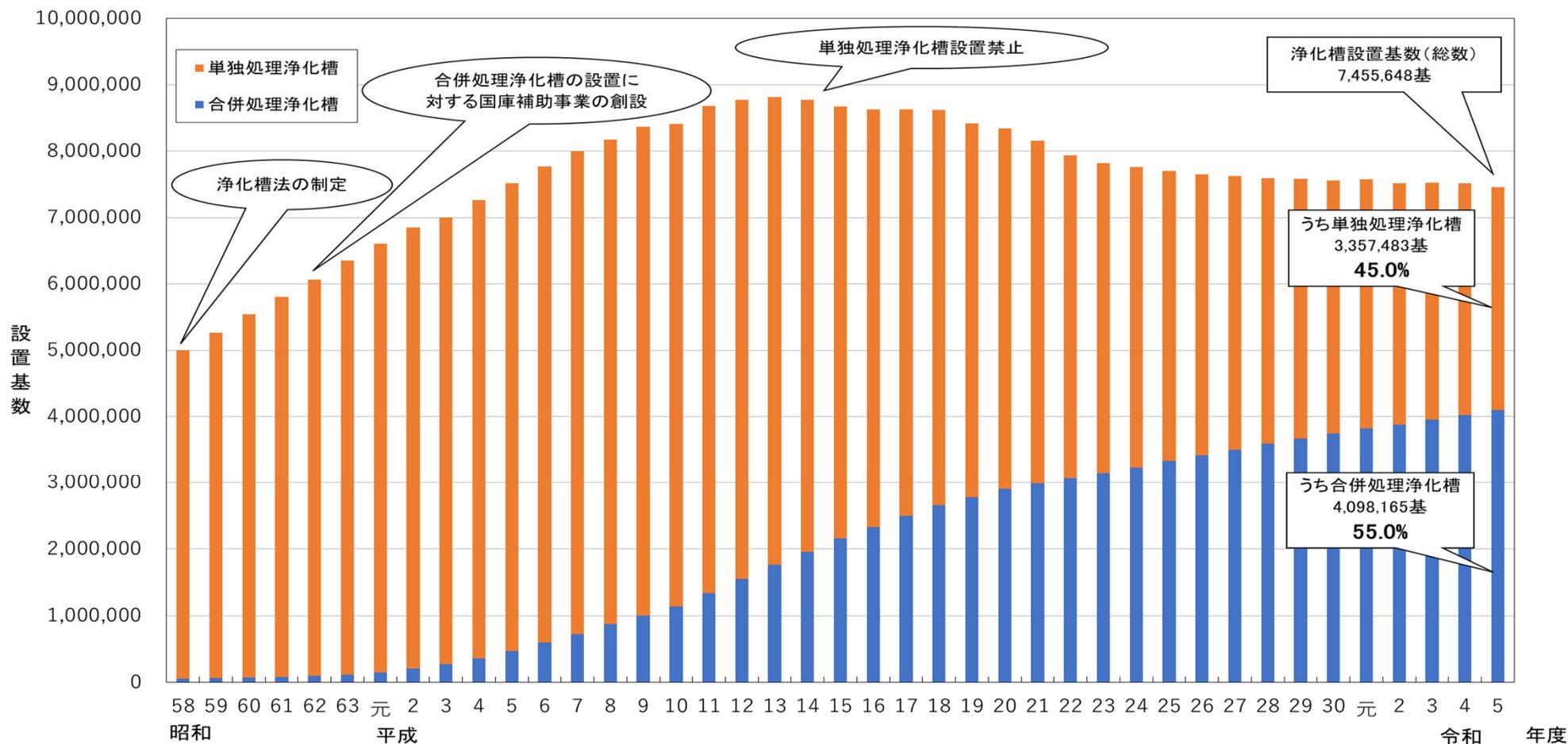
事業運営の一体化と施設の最適配置(イメージ)

## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ① 単独処理浄化槽の転換の推進(設置基数の推移)

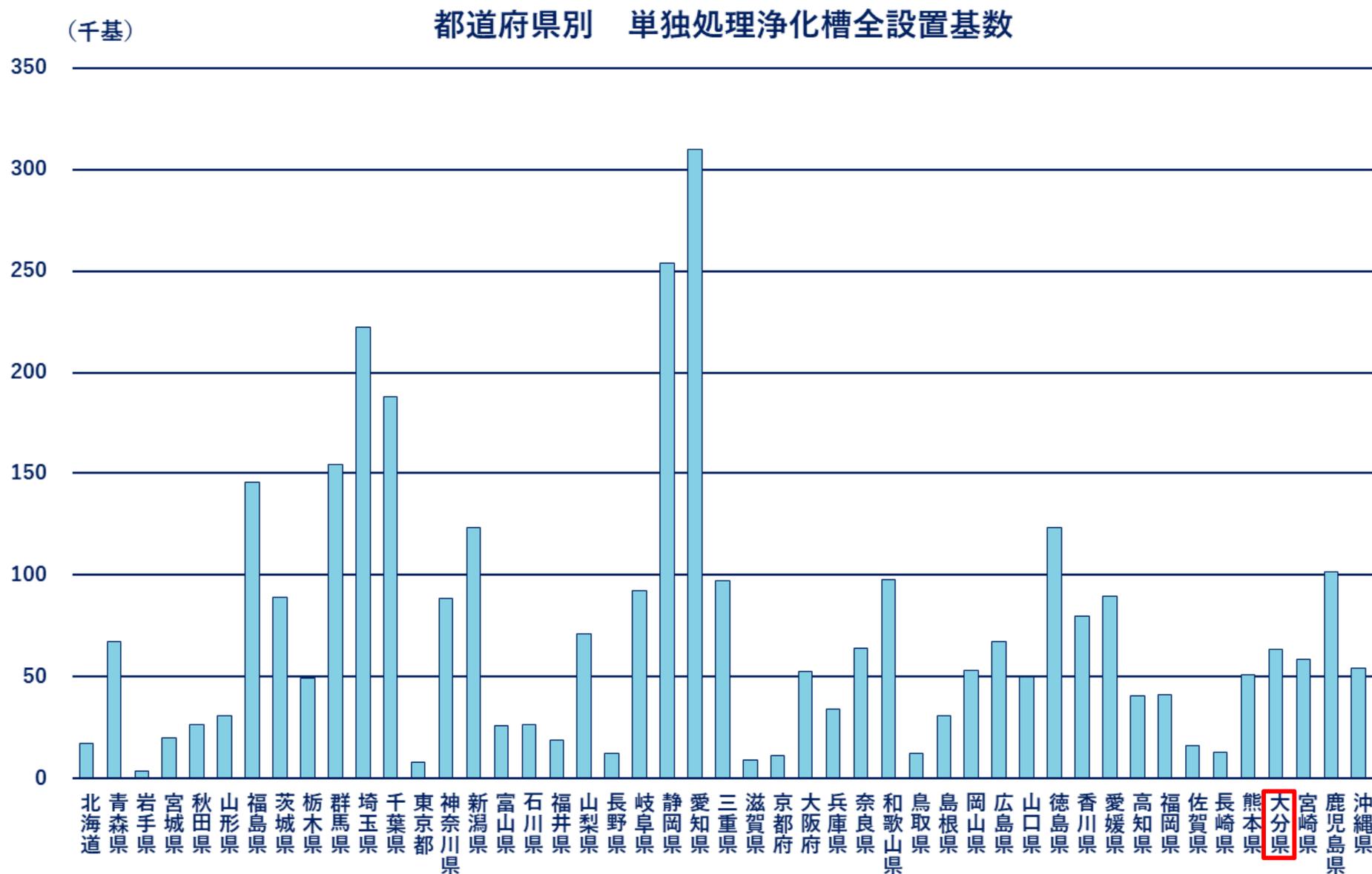
- 法改正により新設が禁止されて以降、単独処理浄化槽の基数は徐々に減少。
- 未だに残存する約336万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、災害にも強い合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

浄化槽の設置基数の推移



## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ① 単独処理浄化槽の転換の推進(都道府県別設置基数)



## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ① 単独処理浄化槽の転換の推進(特定既存単独処理浄化槽)

- 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への早期転換が必要。環境省では財政支援を逐次強化。また、令和元年の法改正では「**特定既存単独処理浄化槽**」の仕組みが設けられた。

※特定既存単独処理浄化槽（特定既存）とは、放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽。都道府県知事は管理者に対して、必要な措置をとるよう助言・指導・命令等の措置を行う。

- 高齢化が進む中で、浄化槽転換のみのために工事をしていただくハードルは高い。浄化槽転換以外の建て替えニーズ（介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住…）を捉えていくことが重要。介護リフォームであれば健康福祉関連など、他部門との連携が有効。

### 単独浄化槽から合併浄化槽への転換

#### 上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。  
(令和5年度で約7,000件)  
生活排水の垂れ流しのみならず、  
公衆衛生に支障を生じる可能性。

#### 単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい

#### 単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去

合併浄化槽設置

配管工事

- ◆ 宅内配管工事への助成（令和元年～）
- ◆ 浄化槽法改正で設けられた「**特定既存単独処理浄化槽**」、「**公共浄化槽**」等の活用

## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ① 単独処理浄化槽の転換の推進(特定既存の適用)

◆ R2年度の改正法施行以来、鹿児島県では法定検査と組み合わせた形で特定既存を積極的に活用。R5年度末までに400基を特定既存として指導。

#### 鹿児島県における特定既存の判定基準

(特定既存単独処理浄化槽への対応)

特定既存単独処理浄化槽と判定される浄化槽

- ・本体が漏水しているもの
- ・構造上、設置上の不具合があり、放流BODが120mg/lを超過しているもの
- ・全ばっ気方式で著しく汚泥が流出しているもの
- ・消毒装置の破損・欠落等により、処理水が未消毒のまま定常的に放流されているもの



合併処理浄化槽への転換や下水道等への接続を促進

#### 特定既存単独処理浄化槽の基数

※令和6年度指導普及調査より作成

都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数	都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数	都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数
北海道	0	石川県	0	岡山県	0
青森県	0	福井県	0	広島県	0
岩手県	0	山梨県	7	山口県	0
宮城県	0	長野県	24	徳島県	0
秋田県	0	岐阜県	0	香川県	0
山形県	0	静岡県	0	愛媛県	0
福島県	0	愛知県	0	高知県	0
茨城県	0	三重県	0	福岡県	0
栃木県	0	滋賀県	0	佐賀県	0
群馬県	0	京都府	0	長崎県	0
埼玉県	0	大阪府	0	熊本県	0
千葉県	0	兵庫県	0	大分県	0
東京都	0	奈良県	0	宮崎県	0
神奈川県	0	和歌山県	0	鹿児島県	400
新潟県	0	鳥取県	0	沖縄県	0
富山県	0	島根県	0	小計	431

## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ① 単独処理浄化槽の転換の推進(指針の改定・財政支援)

➤ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定（令和7年3月31日）

＜指針改定の主なポイント＞

#### 1. 特定既存の判定基準の定量化・明確化

- 浄化槽法第11条に基づく定期検査の検査項目と、特定既存の該当性の対応関係を整理し、漏水、破損、変形等、**判定基準を定量化・明確化**。

#### 2. 特定既存に対する措置の優先順位の明確化

- 特定既存と判定された浄化槽に対する措置の優先順位を整理し、合併浄化槽への**転換を原則としつつ、補修による対応が認められるケースを明記**。

#### 3. 指定検査機関の役割の明確化

- 特定既存への指導等に当たり、**委託業務等による浄化槽管理者からの相談窓口等、指定検査機関が都道府県等をサポートすることが望ましい旨を明記**。

➤ 財政支援の強化（令和7年度予算措置）

＜特定既存単独処理浄化槽に関する補助制度＞

#### 1. 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

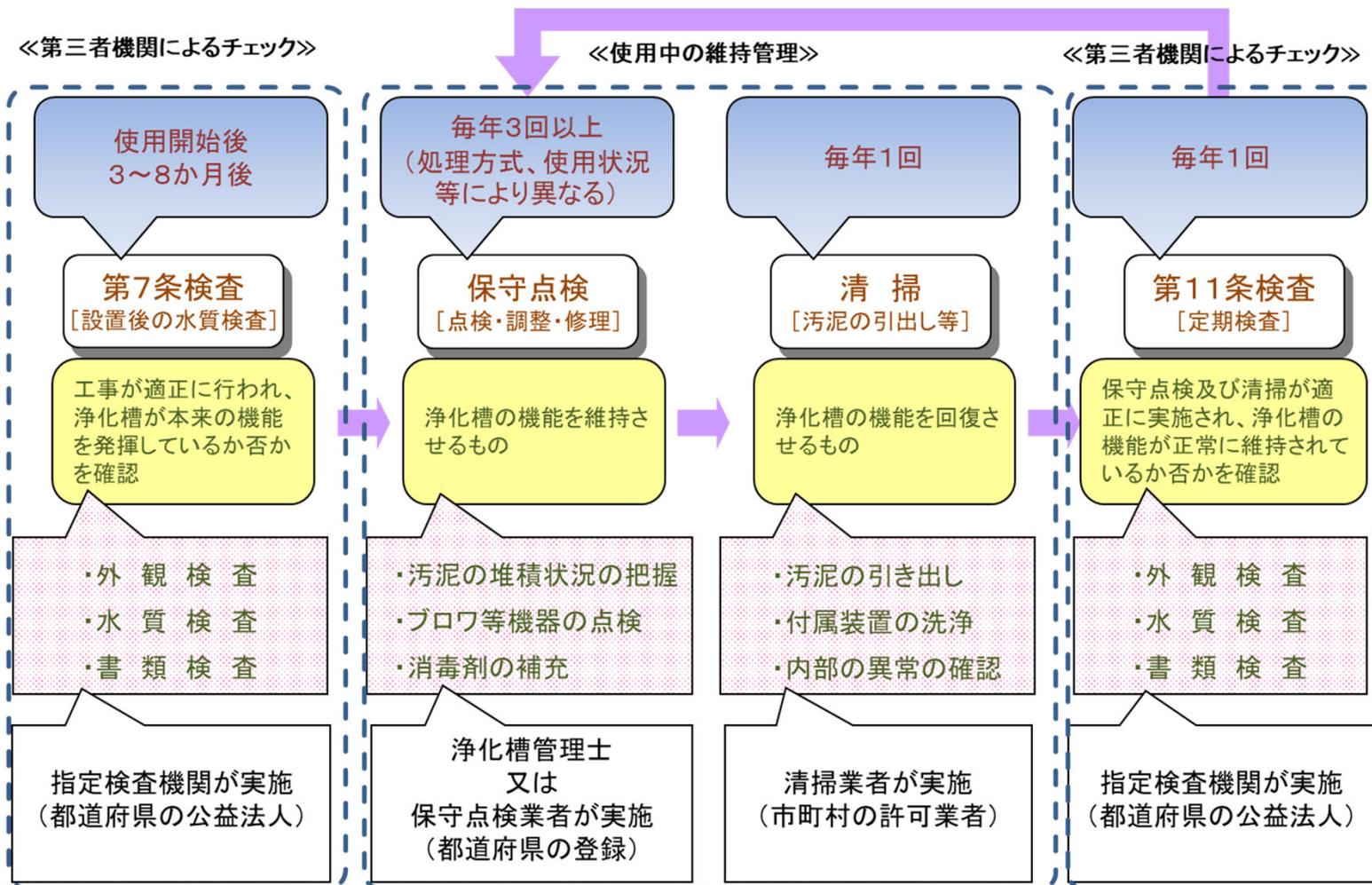
- **特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額（個人負担率を従来の60%から33%へ軽減）** <R11までの時限措置>

#### 2. 特定既存単独処理浄化槽に関する調査等も補助対象

# 2. 浄化槽行政を巡る課題

## ②維持管理の確保(維持管理プロセス)

➤ 浄化槽が所期の処理機能を発揮するためには適切な維持管理（保守点検・清掃・定期検査）が必要



令和5年度の  
全国平均実施率

97.4 %

73.9 %

64.1 %

49.8 %

## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ②維持管理の確保(都道府県別実施率)

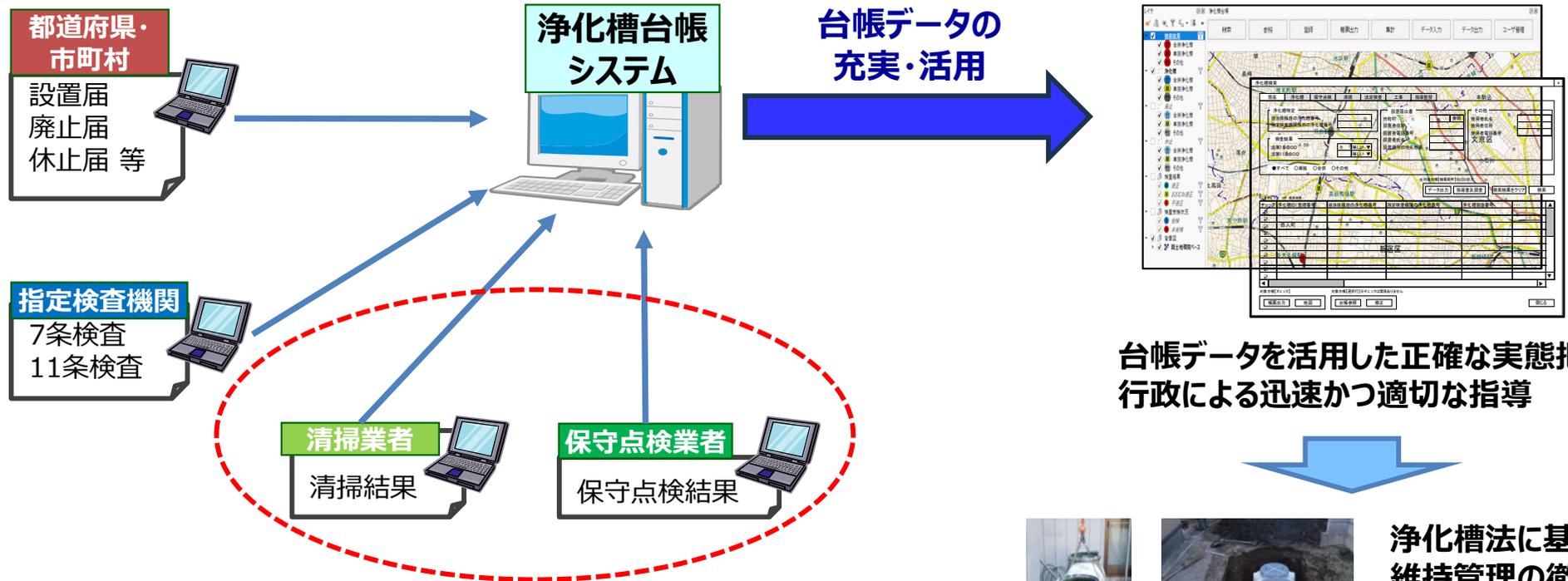
#### 令和5年度における都道府県別 保守点検・清掃・11条検査 実施率

都道府県名	保守点検	清掃	11条検査	都道府県名	保守点検	清掃	11条検査	都道府県名	保守点検	清掃	11条検査
北海道	81.4%	71.2%	77.6%	石川県	58.4%	50.5%	41.8%	岡山県	92.2%	82.3%	92.8%
青森県	79.3%	65.0%	48.0%	福井県	57.5%	57.5%	56.5%	広島県	76.6%	71.0%	74.7%
岩手県	88.6%	56.7%	91.0%	山梨県	49.5%	34.4%	18.5%	山口県	78.1%	77.2%	57.4%
宮城県	92.1%	80.5%	92.1%	長野県	81.1%	28.2%	75.6%	徳島県	88.1%	62.0%	62.4%
秋田県	82.2%	70.4%	63.1%	岐阜県	94.4%	95.5%	96.5%	香川県	92.4%	28.5%	56.9%
山形県	86.2%	80.5%	78.5%	静岡県	88.8%	74.4%	37.7%	愛媛県	79.4%	50.3%	38.4%
福島県	72.8%	67.6%	35.3%	愛知県	62.7%	65.4%	28.2%	高知県	73.1%	67.8%	57.9%
茨城県	57.7%	57.6%	50.1%	三重県	64.7%	63.5%	40.3%	福岡県	75.1%	76.2%	75.8%
栃木県	65.2%	38.7%	75.5%	滋賀県	75.3%	70.7%	56.3%	佐賀県	90.1%	78.5%	82.2%
群馬県	91.8%	41.2%	80.3%	京都府	52.7%	47.6%	50.3%	長崎県	87.6%	79.0%	88.1%
埼玉県	58.8%	56.7%	24.0%	大阪府	61.9%	74.1%	15.6%	熊本県	91.2%	83.4%	68.7%
千葉県	77.3%	53.2%	18.1%	兵庫県	59.7%	57.5%	66.7%	大分県	75.8%	79.3%	45.0%
東京都	50.0%	65.4%	30.1%	奈良県	43.7%	60.5%	21.6%	宮崎県	94.1%	85.2%	59.3%
神奈川県	35.3%	57.7%	17.6%	和歌山県	42.5%	67.0%	43.7%	鹿児島県	99.0%	91.1%	52.6%
新潟県	70.8%	61.0%	70.4%	鳥取県	85.3%	50.3%	60.0%	沖縄県	18.2%	38.5%	10.3%
富山県	85.1%	55.9%	42.4%	島根県	95.8%	82.6%	82.4%	合計	73.9%	64.1%	49.8%

(令和6年度浄化槽の指導普及に関する調査を基に作成)

## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ②維持管理の確保(浄化槽台帳を通じた実態把握と維持管理の徹底)



#### 浄化槽台帳の目指すところと現状のギャップ

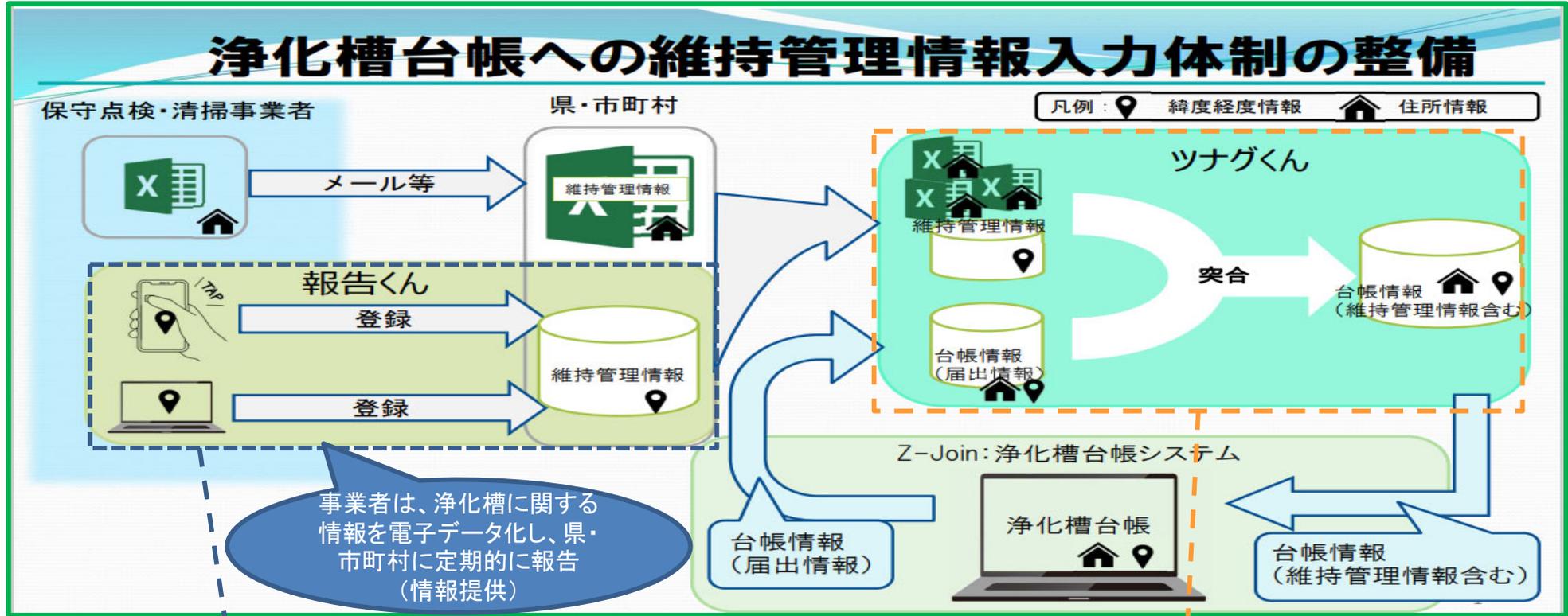
- ✓ 令和元年の法改正により浄化槽台帳の整備が義務づけられたが、清掃・保守点検業者からの維持管理情報の収集が不十分な自治体が多く存在
- 協議会の不在（情報収集の目的が不明確）
- 情報収集の根拠が不明瞭（顧客情報を提供することへの懸念）
- デジタル化の遅れ

→台帳データの充実・それに基づく行政の指導というサイクルが機能しない



# 2. 浄化槽行政を巡る課題

## ②維持管理の確保(地方自治体の浄化槽台帳整備事例・埼玉県)



### 報告くんについて

○モバイル(画面等)  
<https://www.jokaso-ss.jp>  
 とURLに入力

住所等検索  
 地図変更  
 現在地

○機能  
 ・背景地図を変更可能。(地理院地図(標準・淡色)、衛星画像)  
 ・2回目以降の報告では、地図上のピンから簡易に報告。

○報告内容の検索機能・一覧表のCSV出力可能。(追加情報を入力することで電子データ化が可能)  
 ・住民説明用の証明書を表示。  
 ・下請業者のID管理・閲覧制限

### ツナグくんについて

自動突合  
 ・「業者名」「業者独自の浄化槽番号」が一致しているかどうか  
 ・「住所」が完全一致しており、かつ一致する台帳が1基のみ場合  
 ・「位置情報が5m以内」にあり、かつ、抽出される台帳が1基のみの場合

浄化槽台帳情報      業者報告情報

住所突合では、表記ゆれを事前補正(半角全角、一等を補正)

突合!

※2回目以降は、業者が変更された浄化槽以外は基本的に突合される。

手動突合  
 ・自動突合できなかった情報は、地図情報の検索等を行い手動突合します。

## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ②維持管理の確保(地方自治体の浄化槽台帳整備事例・徳島県)

◆徳島県では浄化槽を設置している各家庭にQRコード付ステッカーを添付。清掃・保守点検時に作業員がQRコードを読み取り、作業結果を浄化槽台帳システムに送信する取組をR6年度から開始。



清掃・保守点検業者



スマートフォンで読込

送信



正確な情報!

- ① 作業日
- ② 作業者名
- ③ 管理業者名など

登録



徳島県浄化槽台帳

## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ②維持管理の確保

- 維持管理の実施は浄化槽管理者（主に住民）に課せられた義務であり、その実施率向上のためには行政がその実施を促すことが重要。
- 行政が適切な指導等を働きかけるためには、浄化槽の維持管理状況を的確に把握することが不可欠であり、浄化槽台帳の整備・更新が必要。
- 環境省では指導・助言マニュアル及びデジタル化事例集の作成、個人情報保護法に係る通知等を措置

#### ①浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル（令和7年3月）

- 浄化槽台帳の整備・精査及び活用手法を記載。維持管理指導に当たって必要な情報収集項目を示すとともに、台帳に追記する旨を明記。
- 維持管理業者が都道府県に対して提出するための標準様式（保守点検・清掃）を例示。
- 浄化槽管理者に対して通知する行政指導文書について段階分けして例示（浄化槽の維持管理に関する義務の周知、法定検査未受検にかかる勧告、特定既存単独処理浄化槽にかかる命令など）。

#### ②浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集（令和7年3月）

- 電子化された浄化槽台帳システムにより維持管理情報を管理・活用する5県の事例を整理。
- 収集した事例を示すとともに浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者の作業フロー例、留意事項等を記載。
- 電子化に当たって自治体や事業者が活用することを念頭に、電子化に活用可能な補助金制度の概要を紹介。

#### ③浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について（通知）（令和7年6月）

- 関係省庁との調整の結果、自治体による保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項）の利用、提供や、法第49条第2項に基づき自治体が民間事業者（個人情報取扱事業者）に求める情報提供について、個人情報保護法の規定との整理を明確化。

## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ③ 災害対応力の強化

- 能登半島地震では浄化槽についても大規模な被害が発生。環境省においてコールセンターを設置したほか、他県の業者にも協力を要請し被害調査・復旧工事を実施。
- 浄化槽についても大規模な被災が起こり得ることを念頭に、平素からの体制整備を進めることが重要。

#### 令和6年能登半島地震に伴う浄化槽被害への対応状況(令和8年1月5日時点)

市町	公共浄化槽		個人設置浄化槽	
	工事発注済み	うち復旧完了	補助申請済み	うち復旧完了
珠洲市	284基	284基	233基	183基
能登町	161基	155基	261基	137基
輪島市	259基	244基	252基	144基
穴水町	—	—	315基	214基
七尾市	146基	141基	314基	290基
志賀町	184基	170基	142基	79基
<b>合計</b>	<b>1,034基</b>	<b>994基</b>	<b>1,517基</b>	<b>1,047基</b>

※ 穴水町は公共浄化槽未実施。

※ 個人設置浄化槽の復旧完了件数は実績報告件数等を集計したものであり、復旧が完了してから件数として計上されるまでには時間差が生じる。



地震により浮き上がった浄化槽(画像は七尾市内の例)



地震により浮き上がった浄化槽(画像は珠洲市内の例)

## 2. 浄化槽行政を巡る課題

### ③災害対応力の強化

#### 能登半島地震の教訓・対応策

##### ①災害協定の締結等の体制整備

- 浄化槽の大規模被害を想定した平時からの備えが必要。協定締結を通じた関係者の役割分担の整理を。
- 都道府県を越える**広域的な支援体制が必要な事案も想定し、ブロック単位での協定も具体化が必要。**  
(R7年度は四国ブロックの協定具体化に向け、環境省からも支援を実施。)

##### ②浄化槽台帳の整備・充実

- 浄化槽の正確な実態把握の有無は、復旧活動の初動に大きく影響し得る。**災害時への備えという観点からも、浄化槽台帳の整備・充実が必要。**

#### ■令和6年能登半島地震に伴う浄化槽の被害状況等

##### ● 公共浄化槽（市町村設置型）

設置基数 約3,600基のうち、被災が確認された基数は約1,500基（設置基数全体の40%程度）

##### ● 個人設置型

設置基数 約16,000基のうち、被災状況調査の依頼があった基数は約 3,300基  
(設置基数全体の20%程度)

### 3. 浄化槽整備に係る予算制度

#### 循環型社会形成推進交付金によるきめ細かな支援

〈市町村における取組〉

浄化槽台帳システムの  
整備・充実

〈循環型社会形成推進交付金による支援対象〉

既設浄化槽の悉皆調査、紙媒体等の電子化、浄化槽台帳システムの改修等

協議会等を活用した単独転換  
促進及び維持管理向上

・一括契約等に必要な情報集約・システム構築等  
・単独転換や維持管理向上に資する講習会等の実施

特定既存単独処理浄化槽の  
措置に係る指導等の実施

特定既存単独処理浄化槽の個別の状況を把握・確認し、的確な指導・勧告等を行うための調査・検討等

単独処理浄化槽・くみ取り槽  
から合併処理浄化槽への転換

・合併処理浄化槽の設置、転換に伴う宅内配管工事  
・単独処理浄化槽、くみ取り槽の撤去

汚水処理概成に向けた単独  
転換促進・整備加速化

・事業計画額の6割以上単独・くみ取り転換(交付率1/2)  
・汚水処理概成に向けた浄化槽整備加速化(交付率1/2)

浄化槽の維持管理の向上

・少人数高齢世帯の維持管理費  
・浄化槽長寿命化計画に基づく改築、修繕、更新等

# 浄化槽整備推進関係 令和8年度予算(案)の概要

## 1. 浄化槽整備推進のための国庫助成(循環型社会形成推進交付金等)※廃棄物処理施設整備交付金を含む。

- 汚水処理人口普及率は令和6年度末で93.7%となったところであるが、依然として地方を中心に約780万人の国民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口5万人未満の市町村における汚水処理人口普及率は84.5%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽の整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要。
- 令和8年度予算(案)においては、政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成(汚水処理人口普及率95%)を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上等を支援するために必要となる予算を要求。
- また、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を引き続き支援。

### ○ 循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分)

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和7年度 予算額	令和7年度 補正予算額	令和8年度 当初予算額(案)	対前年度比
循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分)	(92億円) 86億円	(5億円) 5億円	(90億円) 86億円	(98%) 100%

※上段( )は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

# 浄化槽整備推進関係 令和8年度予算(案)の概要

## 2. 浄化槽整備推進のための国庫助成(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

- 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率ブロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- 令和8年度予算(案)においても、引き続き下記の事業を要求し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

### ○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R8予算額(案) 18億円 (R7予算額 18億円)

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

### ○ 地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化

(概算要求事業名：地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等)

R8予算額(案) 20億円の内数 (R7予算額 20億円の内数)

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援(省CO2型設備として補助)することにより、平時の脱炭素化や防災対策(災害時のエネルギー供給等の機能発揮)とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

# 浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和8年度予算（案） 8,613百万円（8,613百万円）】  
 【令和7年度補正予算額 500百万円】

環境省

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

## 1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約780万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

## 2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和8年度予算（案）では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理（下水道、農集排等）から浄化槽へ転換する事業（公共浄化槽への転換に限る）

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 <R11までの時限措置>

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業（交付期間を3年から5年に延長）

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

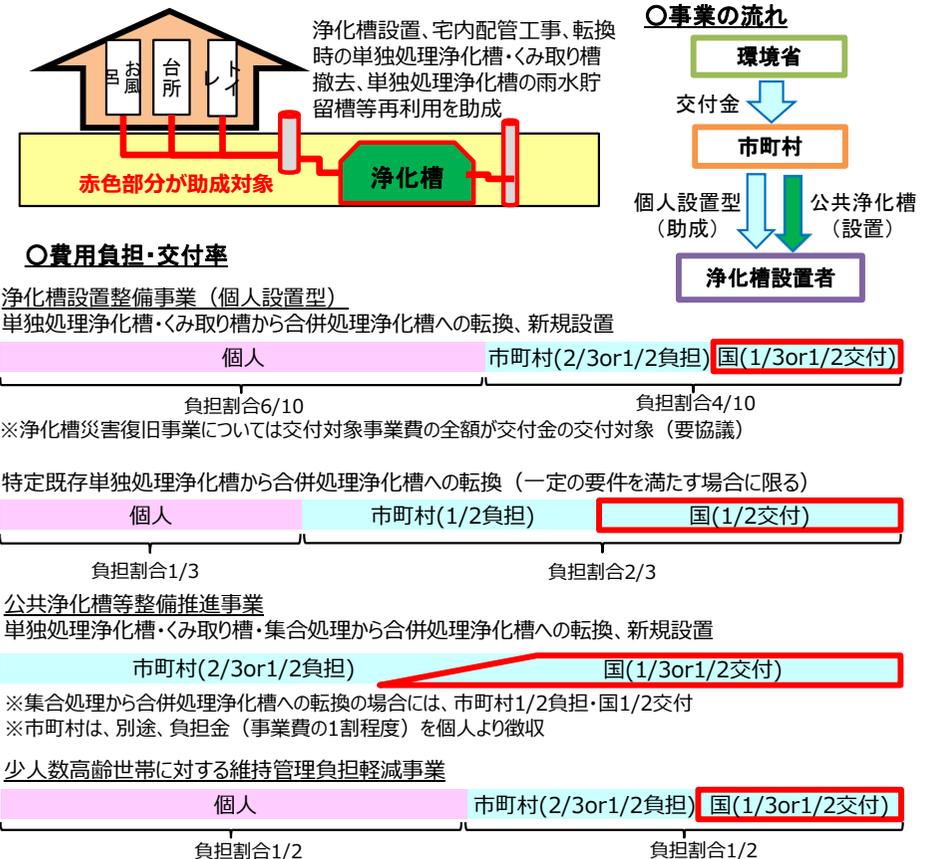
○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

## 4. 事業イメージ





浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

## 1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロウ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

## 2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

### ① 既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- 最新型の高効率機器（高効率ブロウ等）への改修とともにブロウ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- 改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

### ② 既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- 最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- 交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

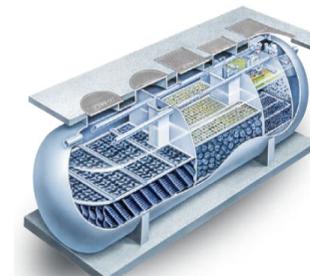
### ③ 中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- 上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和4年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽  
出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロウ  
画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン  
画像提供：（一社）浄化槽システム協会



インバータ制御  
画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備



【令和8年度予算額（案） 2,000百万円（2,000百万円）】  
【令和7年度補正予算額（案） 4,000百万円】

## 災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

### 2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの付帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

### 3. 事業スキーム

■ 事業形態： 間接補助

都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■ 補助対象： 地方公共団体

（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

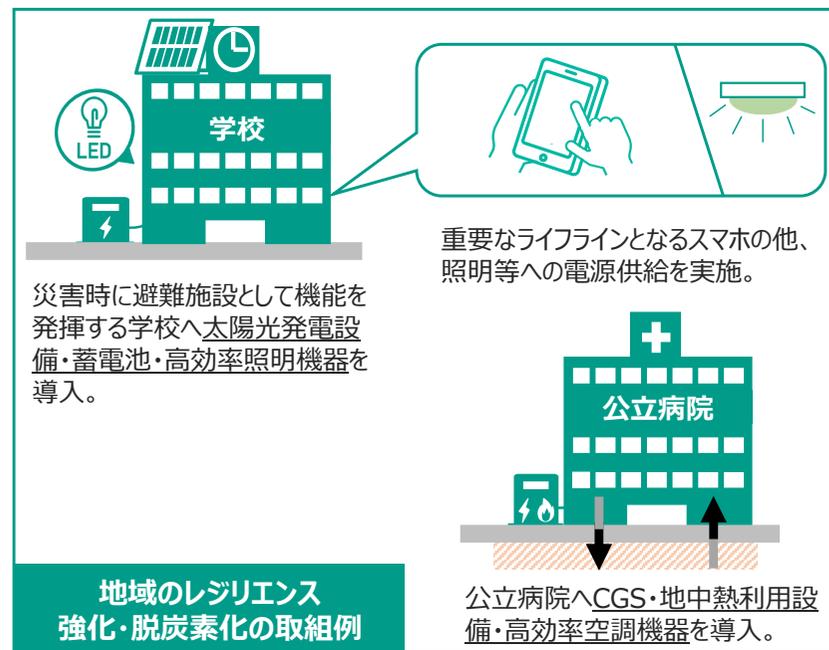
■ 実施期間： 令和3年度～

### 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等



- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・熱利用設備 等

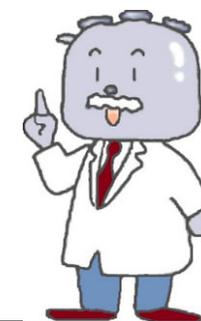
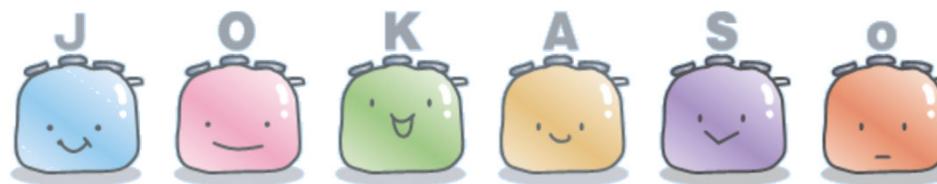


## 中長期を含めた、浄化槽の目指す方向性

- 令和 8 年度の概成に向けた新規整備のみならず、既存の集合処理施設から浄化槽への転換が重要課題に。国としてもこうした動きを後押しし、持続可能で最適な汚水処理施設整備へつなげていく。
- 浄化槽の信頼性向上の観点から、維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の着実な実施は必須。その土台となるのは、「正確な現状の把握」と「行政と事業者の連携」。環境省作成の指導助言マニュアルやデジタル化事例集も活用いただきながら、浄化槽台帳の充実と協議会の活用を各地域で進めていただく必要がある。浄化槽の実態把握は、災害時の迅速な対応に向けた備えという点からも重要。
- 汚水処理の概成後も見据えながら、人口減少（浄化槽ユーザーの減少でもあり、システムを支える労働力人口の減少でもある）を前提に、脱炭素化、デジタル技術の活用、国土強靱化といった課題に取り組まなければならない。

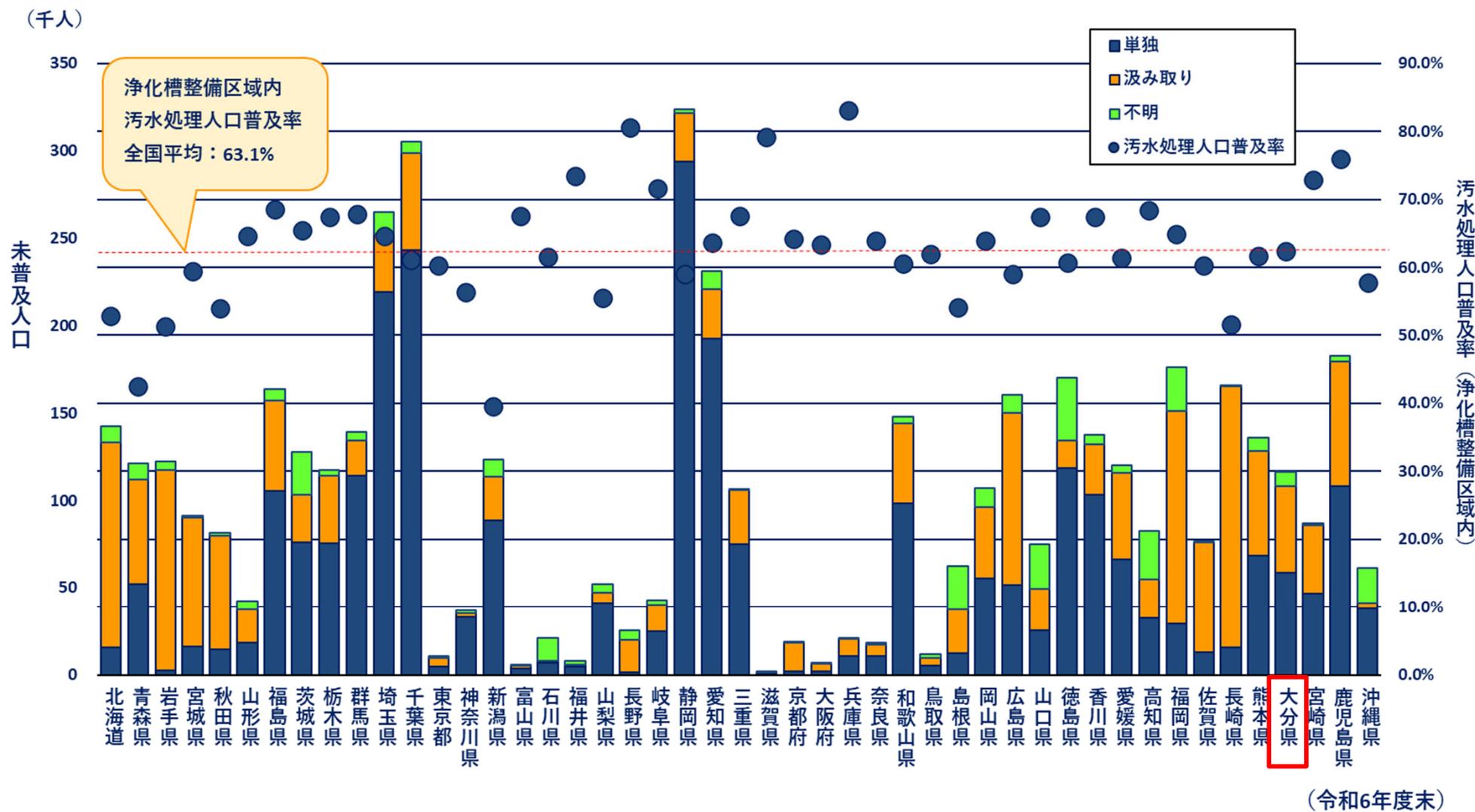


ご清聴ありがとうございました。

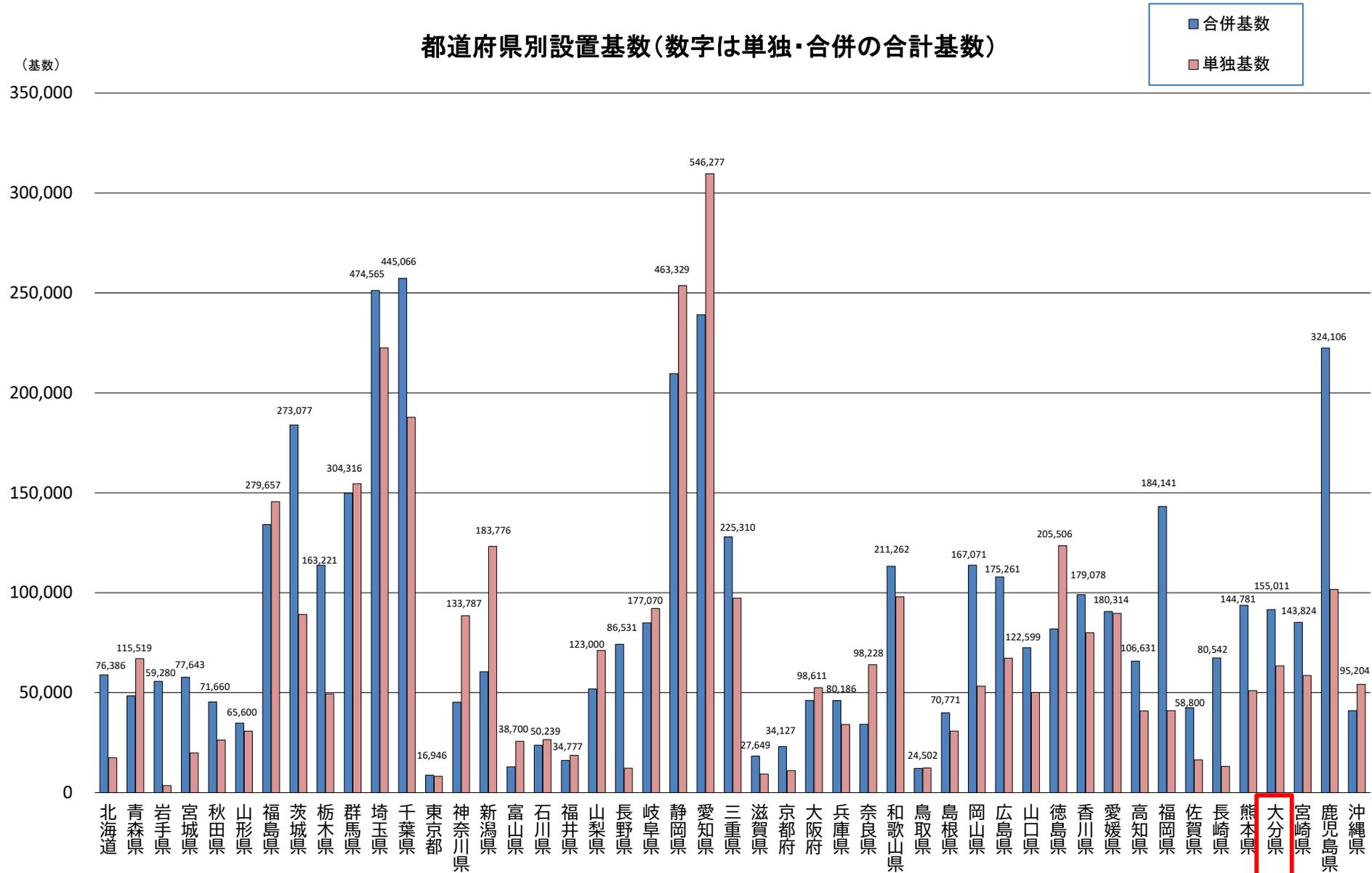


環境省浄化槽サイト : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

# (参考)汚水処理未普及人口の内訳(令和6年度末)



# (参考)都道府県別の単独・合併処理浄化槽全設置基数 (令和5年度末)



# (参考)浄化槽法施行状況点検検討会

## ○目的

- 総務省・行政評価勧告において改正浄化槽法に基づく各種制度が有効活用されていない点について指摘を受けたことを踏まえ、各種制度の活用促進を図り、**単独処理浄化槽への転換**や**浄化槽の維持管理向上を推進**するため、浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として、令和6年2月、**浄化槽法施行状況点検検討会**を立ち上げ。
- 有識者検討会のメインテーマとして、下記2点を設定。
  - ①特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について
  - ②維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について
- 全5回検討会を行い、第5回の検討会后、検討結果を取りまとめ、11月に報告書を公表。  
※検討会は原則公開として、第3回以降はYouTubeによる配信により公開。

## ○検討スケジュール

第1回	令和6年2月15日	検討会の設置、検討の進め方・内容に関する検討
第2回	令和6年3月13日	自治体ヒアリング、論点整理
第3回	令和6年5月16日	関係団体ヒアリング、論点整理
第4回	令和6年6月27日	前回までの議論の確認、対応方針の検討
第5回	令和6年8月28日	検討結果の取りまとめ

# (参考)浄化槽法施行状況点検検討会報告書のポイント

## 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

- 特定既存単独処理浄化槽（特定既存）に対する措置を促進するため、**令和6年度中を目途に判定基準等の指針を改正する。**
- 11条検査結果を活用した特定既存の把握及び判定を促進するとともに、11条検査未受検の場合にも保守点検・清掃情報を活用した把握及び判定が促進されるよう、保守点検・清掃業者からの情報収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。
- 地域の実情を踏まえながら、指定検査機関、業界団体の連携・協力体制を構築するとともに必要な教育制度等を充実する。
- 特定既存から合併処理浄化槽への転換を促すため、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援を実施する。
- 上記取組を進めることで、**令和7年度から5年以内**の間に、11条検査受検率向上や保守点検・清掃情報の収集・報告の仕組みの定着を図り、**11条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存の把握及び判定のサイクルの確立を目指す。**

## 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

- 都道府県等が指導に必要な保守点検・清掃情報を収集できるよう、**電子情報による報告の義務化について検討する。**
- 法に基づく維持管理の徹底を周知するとともに、維持管理情報の電子化への財政支援を継続し、都道府県等の活用を促す。
- 保守点検・清掃情報を収集する際の**個人情報**の取り扱いについて、**改めて明確化・周知する。**
- 法定協議会やそれに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知し、関係者で連携した取組を促す。
- 台帳の精度向上に向け、保守点検・清掃業者と連携した上で、無届浄化槽・休廃止浄化槽の把握のための取組等を促す。
- 全国統一的に収集すべき項目に関する**報告様式（データ様式）の標準化、浄化槽コードの統一化等について検討する。**

## <背景・目的>

- 維持管理が未実施である状況を受け、令和元年に改正された浄化槽法においては都道府県等に浄化槽台帳の作成が義務づけられたところだが、維持管理に係る情報の収集・整備が進んでおらず、浄化槽管理者の義務である**維持管理が不十分な浄化槽の把握・特定**や**浄化槽管理者への指導**が十分行われていない。
- こうした状況を踏まえ、都道府県等が浄化槽の状態を把握し、浄化槽管理者に対する指導・助言を適切に行うことを目的として、**浄化槽台帳の整備・精査や活用**の方法、**保守点検・清掃情報収集の標準的な報告様式等の内容を整理**して示すとともに、**適切に指導・助言を行う際の考え方及び個別ケースごとの指導・助言の手順や手法等を具体的に提示**。

## <浄化槽台帳の整備・精査及び活用>

- 維持管理指導に当たる収集必要項目を明記し、台帳に追記する旨を記載
- 収集情報と既存の台帳情報と突合し、内容を精査（突合方法や精査方法を記載）
- 精査の結果、不整合であった内容についての対応方法を明記
- 整合対応済の台帳システムの活用方法を明示（未管理浄化槽に対する指導への活用、苦情や知合わせに関する対応への活用等）

## <報告様式>

- 維持管理業者が都道府県に対して提出するための標準様式（保守点検・清掃）を例示
- 浄化槽管理者に対して通知する行政指導文書について、段階分けして例示（浄化槽の**維持管理に関する義務の周知**、**法定検査未受検にかかる勧告**、**特定既存単独処理浄化槽にかかる命令**など）

図 マニュアルにおける報告様式

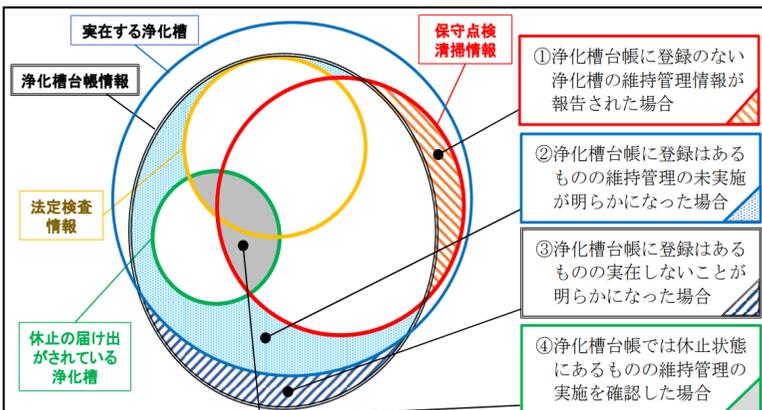


図 浄化槽台帳及び収集した維持管理情報の不整合

## <指導・助言の手順・手法>

- 法令に基づき行われる浄化槽の維持管理に関する義務について、以下の4つに分類して、それぞれに対する指導手順を記載。

- ① 法定検査が未受検
- ② 生活環境の保全、または公衆衛生上必要がある
- ③ 保守点検・清掃の技術上の基準に従って保守点検または清掃が行われていない
- ④ 特定既存単独処理浄化槽

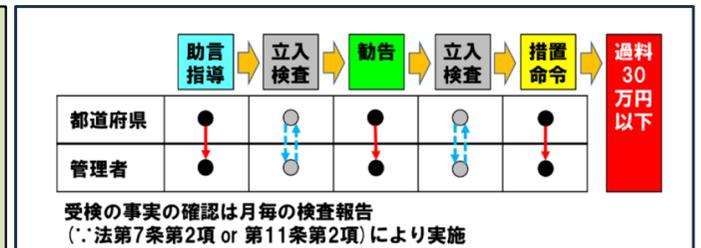


図 浄化槽法における維持管理に関する指導事務の流れ（法定検査未受検の例）

## <背景・目的>

- 令和元年の法改正では浄化槽台帳の作成が義務づけられるなどして、維持管理情報を浄化槽台帳に収集・整理し、適正な維持管理を実施するための体制作りがこれまで進められてきた。一方で、自治体が事業者から収集した情報が紙媒体である等により、収集した情報を適切に浄化槽台帳に反映することに苦慮している事が、環境省の調査や総務省による「浄化槽行政に関する調査」により指摘された。
- こうした状況を踏まえ、自治体や関係機関・事業者による連携・協力体制のもと、電子化された浄化槽台帳システムが整備され、維持管理情報の管理・活用がなされている自治体の事例を整理して、横展開を図ることを目的として、デジタル化事例集を作成。
- 収集した事例の紹介と合わせて浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者の作業フロー例、留意事項等を示したほか、電子化に当たって自治体や事業者が活用することを念頭に、電子化に向けた補助金制度の概要についても取りまとめた。

## <浄化槽台帳及び維持管理の電子化に向けた作業フロー>

- 徳島県、鹿児島県、鳥取県、岐阜県、埼玉県の5県へのヒアリング・収集事例を元に、以下の作業フロー例を記載。

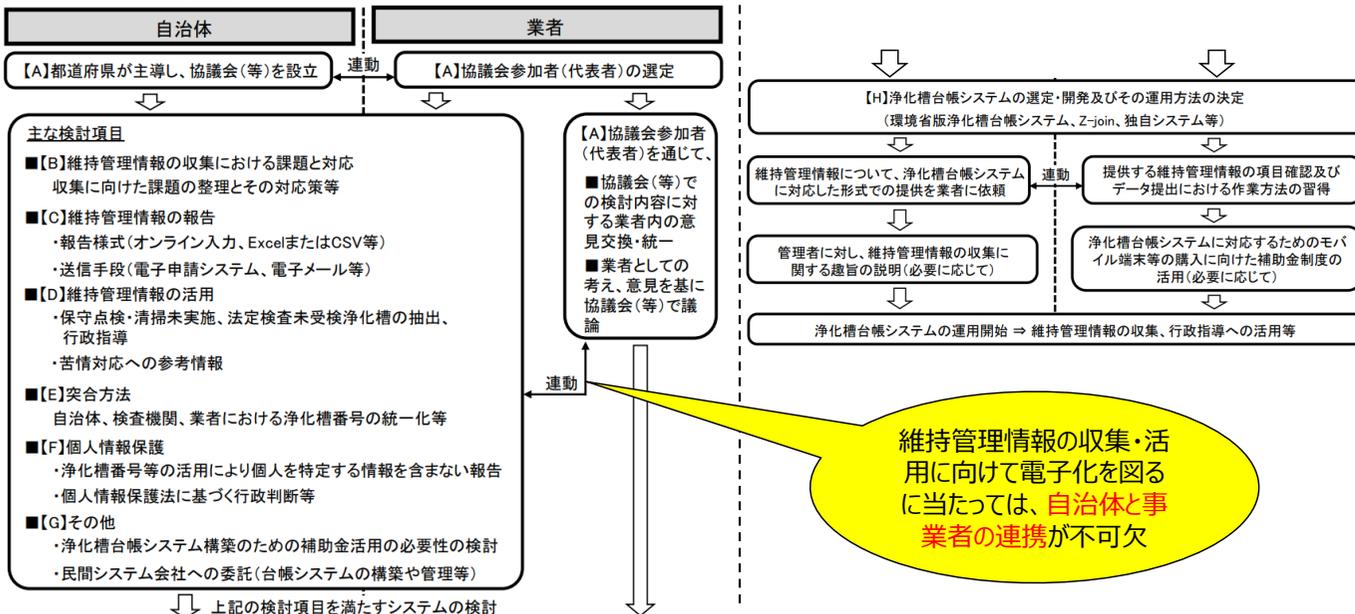


図 浄化槽台帳の整備、維持管理情報の収集と活用に向けた作業フロー例

## <電子化に向けた補助金制度>

- ① 市町村向けの交付金制度
  - 循環型社会形成推進交付金  
浄化槽整備効率化事業費のうち浄化槽台帳作成費として、「維持管理情報等のデータの電子化」「既存の台帳システムを、法に定める事項を記載した上で令和2年度に環境省が整備した台帳システムと平仄を図る改修に要する費用」等を交付対象(交付率1/3)。
- ② 事業者向けの補助金制度
  - IT導入補助金  
中小企業・小規模事業者等が今後直面する制度変更(賃上げやインボイスの導入等)などに対応するため、生産性向上に資するITツール(ソフトウェア・サービス等)を導入するための事業に要する経費の一部を補助。ソフトウェア購入費、クラウド利用費等が補助対象(補助率1/2以内)。

## <背景・目的>

- 令和元年法改正では浄化槽台帳の作成が義務づけられるとともに、台帳作成のため必要があると認められるときには情報提供を求めることができる旨の規定が設けられ、台帳の精度向上に向けた自治体による情報収集が可能となった。
- しかしながら、情報収集が必ずしも円滑に進んでいないケースが見られ、他の自治体や事業者が個人情報を含む情報の提供を行うに当たって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」）との整理に難航していることが背景として指摘された。（環境省調査や総務省「浄化槽行政に関する調査」による。）
- 令和6年度浄化槽法施行状況点検検討会での議論の結果、報告書において「個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等を明確化し、改めて都道府県等に通知を発出する等、周知を行う」「保守点検・清掃情報を収集する際の、個人情報の取り扱いについて、改めて明確化・周知する」ことが求められた。
- 関係省庁とも調整の上、令和7年6月末に「浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について（通知）」を発出。

## 浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について（通知） 令和7年6月30日 環循適発第2506303号

（各都道府県知事・各政令市浄化槽行政主管部（局）長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知）

- 関係省庁との調整の結果、自治体による保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項）の利用、提供や、法第49条第2項に基づき自治体が民間事業者（個人情報取扱事業者）に求める情報提供について、個人情報保護法の規定との整理を明確化。

## <自治体による保有個人情報の利用、提供>

- ①利用目的のための情報提供
  - 個人情報保護法第61、62、75、69条等関係
- ②自治体内部での保有個人情報の利用
  - 個人情報保護法第69条第2項第2号関係
- ③他の自治体に対する情報提供
  - 個人情報保護法第69条第2項第3号関係
- ④法定協議会等に対する情報提供
  - 協議会の構成団体それぞれが個人情報の取扱い主体と捉え、それぞれについて個人情報保護法第4章（民間規律）、同法第5章（公的規律）いずれかが適用。

## <事業者による情報提供>

- ①個人情報取扱事業者（個人情報保護法第16条第2項）
  - 指定検査機関、工事業者、保守点検業者、清掃業者
- ②法第49条第2項に基づき自治体から情報提供を求められた場合
  - 個人情報保護法第27条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するものとして、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データ（個人情報保護法第16条第3項）を行政機関等に提供することが可能。
- ③他の事業者個人データの取扱いの委託を行う場合
  - 個人情報保護法第27条第5項第1号関係